

# 学校でけがをしたときは・・・

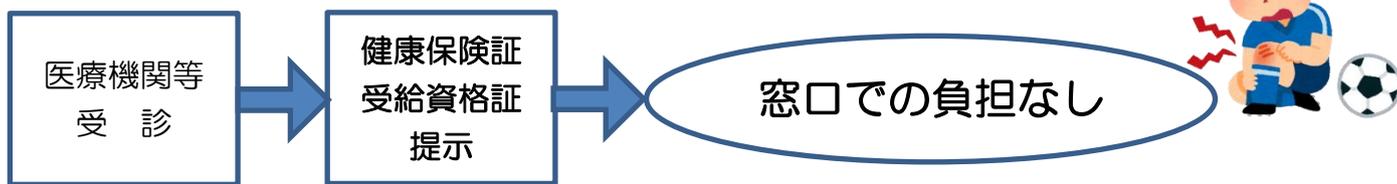
◆学校の管理下で起きたけがは「日本スポーツ振興センター（JSC）」からの医療費給付の対象となります。

◆学校の管理下って？

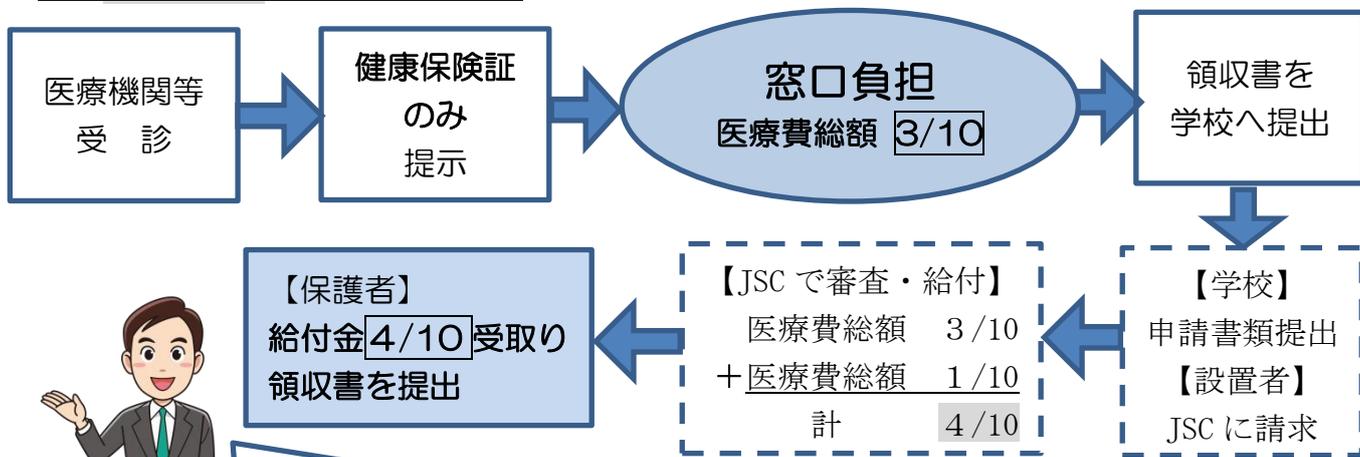
- |  |   |
|--|---|
| ①授業中<br>・各教科、遠足、修学旅行、大掃除など               | ②学校の教育計画に基づく課外指導中<br>・部活動（試合も含む）、修学旅行など |
| ③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中<br>・始業前、業間休み、昼休み、放課後 | ④通常の経路及び方法による通学中<br>・登校中、下校中            |

◆医療機関を受診するとき保護者は・・・

○ 学校以外でのけが等の場合（子ども医療費等助成制度の利用）



○ 学校管理下でのけが等の場合



学校の管理下で起きたけがは「日本スポーツ振興センター」からの医療費給付の対象となります。子ども医療費助成を使わずに

- ① 一度窓口で医療費を負担し ② 領収書を学校へ提出 してください。  
（薬剤処方も対象となります。薬局分の領収書も提出してください。）

※ただし、診察・薬剤処方等を合わせて 500 点未満（1,500 円未満）の場合は給付されません。その場合、穴水町役場の方で領収書を提出していただくと、医療費助成を受けることができます。

※何かご不明なことがございましたら、担当（道端）までご連絡ください。